

令和 5 年度別府市決算に係る
資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

別府市監査委員

別監第45号
令和6年8月9日

別府市長 長野 恭紘 殿

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 小野 正明

同 藤野 博

令和5年度別府市決算に係る
資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率審査

2 審査の対象

令和5年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

令和5年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づいて適正に作成されているか、また計数が正確であるか等を主眼として審査を行った。

4 審査の実施内容

別府市監査基準に準拠し、審査に付された令和5年度別府市決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査するとともに、関係諸帳簿及び資料の照合のほか、関係職員から内容を聴取する等の方法により審査を実施した。

5 審査の実施場所及び日程

別府市監査委員室及び監査事務局事務室において、令和6年7月12日から令和6年8月9日まで審査を実施した。

6 審査の結果

(1) 総合意見

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5のとおり審査した限りにおいて、審査に付された次表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
別府市水道事業会計	—	20.0
別府市公共下水道事業会計	—	20.0
別府市地方卸売市場事業特別会計	—	20.0

備考

表中「—」は、当該比率がない（資金不足額がない。）ことを示す。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

令和5年度の表中各会計の資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額はなかった。